

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの保育所、認定こども園等を利用するお子さんの 保育料が「無償化」になります

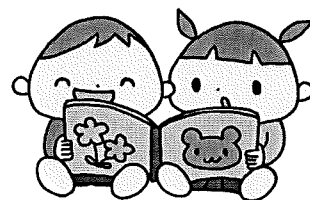
※0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんも対象になります。

【対象者】

◆3歳～5歳児(年少・年中・年長)のお子さん

※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

◆3歳未満(0歳～2歳児)の住民税非課税世帯のお子さん



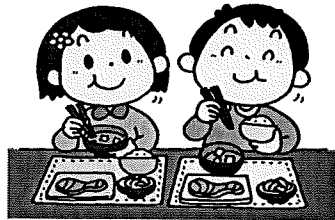
【無償化の対象】

◆保育料

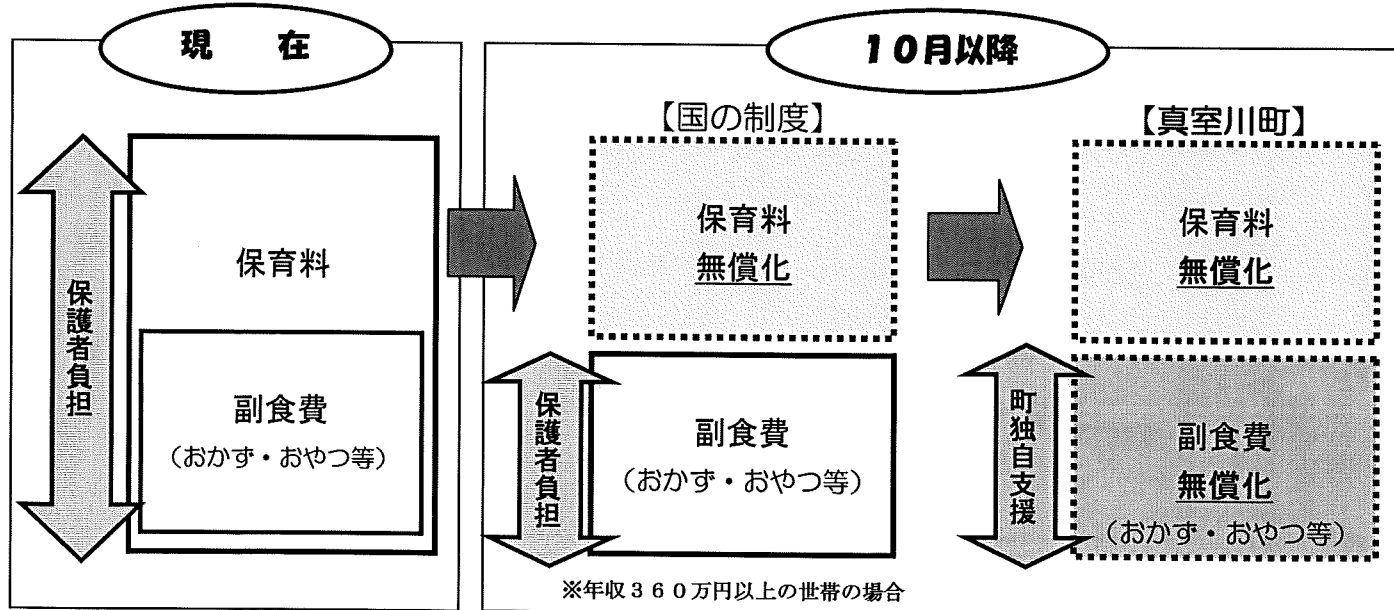
◆副食費(おかず・おやつ等)

真室川町では「独自の子育て支援事業」として、収入に関係なく3歳～5歳児(年少～年長児)の全てのお子さんの副食費を無償化します。

※ただし、行事費や延長保育の利用料などは、これまでどおり保護者の負担になります。



※国の制度では、同時入所の第3子以降を除く年収360万円以上の世帯に属するお子さんの副食費は保護者負担となっています。



【お問い合わせ先】

担当：真室川町教育課子育て支援係

電話：0233-62-9288